

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し又は、解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 受注者は、この契約による業務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(業務従事者への通知)

第4 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

第7 受注者は、再委託する場合は、再委託先において個人情報の流出防止をはじめとする個人情報の保護のための措置が確保されるように監督しなければならない。

(事故発生時における報告)

第8 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。